

令和2年第9回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和2年9月29日(火)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 松岡 秀樹
次長兼教育総務課長 阿部 英明
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
副理事兼生涯学習課長 中野 裕夫
副理事兼文化財課長 佐藤 良彦
参事兼教育総務課長補佐 菊地 賢一
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木 多恵子
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事件
報告第18号 の議案の作成に係る意見(工事請負契約の締結))

臨時代理事務 臨時代理の報告について(平成31年度多賀城市一般
報告第19号 会計歳入歳出決算に対する意見)

臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和2年度多賀城市一般
報告第20号 会計補正予算(第6号)に対する意見)
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和2年第8回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、菊池委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和2年第8回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の

状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、8月28日、「宮城県都市教育長・主管課長会議」が気仙沼市で開催され、教育長及び事務局次長が出席しました。

8月29日、山王地区公民館に勤務する50代技能主事が、恐喝の容疑により宮城県警察に逮捕されました。当該職員は、9月18日に刑事事件として起訴されたことから、同日付けで休職の分限処分を行いました。

8月31日及び9月18日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。9月18日現在の対応状況は、別表のとおりです。

9月4日、「令和2年第3回多賀城市議会定例会」が開会し、10月2日までの29日間の会期で開催されております。教育委員会関係議案は、本日臨時代理事務報告をいたします「工事請負契約の締結（3件）」、「平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算」及び「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」の議案が提出されています。

9月9日、多賀城市に対して、「東北学院大学、市内の高校と小中学校を9月11日（金曜日）12時30分に爆破する。その後、市役所と市内の駅4か所付近でシラングス50kgを散布する。」との予告があったことから、9月11日は市立小中学校を休校としました。

9月5日、6日に中学校4校で「体育祭」が、19日に「第24回多賀城市中学校新人体育大会」が開催され、熱戦が繰り広げられました。

なお、例年行われている修学旅行は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「実施」又は「中止」の判断を学校ごとに行い、中止の場合は代替行事を行います。いずれも10月中に実施を予定しております。

（午後1時5分 樋渡委員入室）

次に、生涯学習課関係ですが、前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、9月10日、南門建設現場周辺来訪者等への広報のため、南門建設工事事務所を囲う壁を活用し、南門完成予想図を掲示しました。

また、市役所1階受付上部の壁に設置しているモニターで、南門完成予想図や工事状況の写真画像を映しているほか、文化センター等にポスターの掲示及びチラシを設置し、南門復元事業の情報発信を行っています。

以下別表といたしまして、社会教育事業等の開催状況でございますが、朗読は省略いたします。

また、4ページから10ページまでは新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応についての一覧でございます。朗読は省略をさせていただきますので御覧いただきたいと思っております。

10ページの下段でございます。令和2年9月29日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件 報告第18号 の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第18号「臨時代理の報告について（（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

13ページをお願いします。

これは、13ページでございますように、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和2年度第3回多賀城市議会定例会に提案する、工事請負契約の締結に関する議案、小中学校トイレ大規模工事関係3件について、意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

12ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございます。工事請負契約の締結に関する議案について、令和2年8月27日付けで異議ない旨、回答しております。

ここから、13ページ以降の左上に臨時代理事務報告第18号関係資料と、

表示されております資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

17ページを御覧願います。

はじめに、工事の概要、基本的な考え方について、御説明申し上げます。

今回のトイレ大規模改造工事につきましては、市内小中学校10校のトイレ改造工事であり、できるだけ早い時期での工事完了を目指すため、市内小中学校10校を3件の工事区分としました。

具体には小学校区分、中学校区分の2区分その他に、隣接している多賀城東小学校と東豊中学校を1区分とし、計3区分としたものでございます。

それでは、改めて17ページ工事請負契約の締結について説明します。

工事請負契約の締結について、下記の工事請負契約を地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件ですので、議会の議決を求めるものです。

1の契約の目的は、令和2年度小学校トイレ大規模改造工事、2の契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札、3の契約金額につきましては、3億5,200万円、4の契約の相手方ですが、株式会社宮城工務店です。

18ページの入札執行調書を御覧ください。

当該契約につきましては、8月19日、市役所5階の501会議室において入札を執行いたしました。入札者及び入札価格等の結果は、調書のとおりです。

次に19ページを御覧ください。

総合評価方式の評価調書です。1の価格以外の評価結果は、次の20ページの表にある評価基準に従いまして入札業者を評価したもので、入札業者の評価結果は、19ページ上段の表のとおり結果となりました。

2の総合評価結果につきましては、18ページの入札価格を指標化し、価格評価点と価格以外の評価点を合計したもので、表に示すとおり結果となりました。

この結果を基に審査を行い、8月20日に落札者として決定し、同月21日付で仮契約を締結したものです。

なお、価格評価点の計算方法につきましては、枠線の中に価格評価点の計算例を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

ここで、17ページにお戻り願います。

先ほど資料で御説明しましたとおり、入札者の中で総合評価点が最も高かった株式会社宮城工務店と、入札価格3億2,000万円に消費税10%相当額を加えた3億5,200万円、契約の締結となるものでございます。

2 1 ページの工事概要書を御覧願います。

1 の件名及び2 の施工場所につきましては、記載のとおりでございます。

3 の工事期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月31日まででございます。

4 の工事概要でございますが、便器の更新並びに洋式化、トイレの給排水管の更新及び内装の全面改修を行うものです。

(1) の多賀城小学校は、校舎及び屋内運動場を工事範囲とし、既存の和式大便器24基を洋式化するものです。

(2) の山王小学校は、校舎を工事範囲として、大便器64基及び小便器36基を洋式化も含め、更新するものです。

(3) の多賀城八幡小学校は、校舎を工事範囲として、大便器41基及び小便器23基を洋式化も含め、更新するものです。

2 3 ページを御覧ください。

2 件目の工事請負契約の締結ですが、こちらも1 件目と同様に、下記の工事請負契約を地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件ですので、議会の議決を求めるものです。

1 の契約の目的は、令和2年度中学校トイレ大規模改造工事、2 の契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札、3 の契約金額につきましては、3億6,432万円、4 の契約の相手方ですが、株式会社斎藤工務店です。

2 4 ページの入札執行調書を御覧ください。

当該契約につきましては、8月19日、市役所5階の501会議室において入札を執行いたしました。入札者及び入札価格等の結果は、調書のとおりです。

次に25ページを御覧ください。

総合評価方式の評価調書です。1 の価格以外の評価結果は、次の26ページの表にある評価基準に従いまして入札業者を評価したもので、入札業者の評価結果は25ページ上段の表のとおり結果となりました。

2 の総合評価結果につきましては、24ページの入札価格を指標化し、価格評価点と価格以外の評価点を合計したもので、表に示すとおり結果となりました。

この結果を基に審査を行い、8月20日に落札者として決定し、同月21日付で仮契約を締結したものです。

なお、価格評価点の計算方法につきましては、枠線の中に価格評価点の計算

例を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

ここで、23ページを御覧ください。

先ほど資料で御説明しましたとおり、入札者の中で総合評価点が最も高かった株式会社斎藤工務店と、入札価格3億3,120万円に消費税10%相当額を加えた3億6,432万円で、契約の締結となるものでございます。

27ページをお願いいたします。工事概要書でございます。

1の件名及び2の施工場所につきましては、記載のとおりでございます。

3の工事期間は契約締結日の翌日から令和3年3月31日まででございます。

4の工事概要でございますが、便器の更新並びに洋式化、トイレの給排水管の更新及び内装の全面改修を行うものです。

(1)の多賀城中学校は、校舎、屋内運動場及び柔剣道場を工事範囲として、大便器73基及び小便器31基を洋式化も含め、更新するものです。

(2)の高崎中学校は、校舎、屋内運動場及び屋上プールを工事範囲として、大便器62基及び小便器31基を洋式化も含め、更新するものです。

29ページを御覧ください。

3件目の工事請負契約の締結ですが、こちらも1、2件目と同様に、下記の工事請負契約を地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件ですので、議会の議決を求めるものです。

1の契約の目的は、令和2年度小中学校トイレ大規模改造工事、2の契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札、3の契約金額につきましては、2億6,785万円、4の契約の相手方ですが、伏谷建設株式会社です。

30ページの入札執行調書を御覧ください。

当該契約につきましては、8月19日、市役所5階の501会議室において入札を執行いたしました。

入札者及び入札価格等の結果は、調書のとおりです。

次に31ページを御覧ください。

総合評価方式の評価調書です。

1の価格以外の評価結果は、次の32ページの表にある評価基準に従いまして入札業者を評価したもので、入札業者の評価結果は、31ページ上段の表のとおり結果となりました。

2の総合評価結果につきましては、30ページの入札価格を指標化し、価格評価点と価格以外の評価点を合計したもので、表に示すとおり結果となりま

した。

この結果を基に審査を行い、8月20日に落札者として決定し、同月21日付で仮契約を締結したものです。

なお、価格評価点の計算方法につきましては、枠線の中に価格評価点の計算例を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

ここで、29ページを御覧ください。

先ほど御説明しましたとおり、入札者の中で総合評価点が最も高かった伏谷建設株式会社と、入札価格2億4,350万円に消費税10%相当額を加えた2億6,785万円で、契約の締結となるものでございます。

33ページをお願いいたします。工事概要書でございます。

1の件名及び2の施工場所につきましては、記載のとおりでございます。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月31日まででございます。

4の工事概要でございますが、便器の更新並びに洋式化、トイレの給排水管の更新及び内装の全面改修を行うものです。

(1)の多賀城東小学校は、校舎及び屋内運動場を工事範囲として、大便器78基及び小便器34基を用紙化も含め、更新するものです。

(2)の東豊中学校は、校舎を工事範囲として、大便器30基及び小便器11基を洋式化も含め、更新するものです。

15ページをお願いします。

小中学校トイレ大規模改造工事による洋式化率の推移でございます。

今般のトイレ大規模改造工事にあたり、国の防災・減災、国土強靱化対策3か年緊急対策に計上しておりますので、より有利な財源である起債充当率かさ上げ75%から100%、更に起債の交付税措置かさ上げ0%から50%を活用しております。

上段の表は、工事实施前のデータです。

下段の表は、工事实施後の予定を表しております。

小中学校ごとの様式化率としましては、小学校で57%から90%に、中学校では、44%から86%となり、学校トイレの洋式化率が大きく向上することとなります。

更に、床、壁、天井、トイレブース及び手洗い場など全てのトイレ施設が更新されることにより、快適なトイレ環境を提供することができます。

なお、下段の※3で記載しておりますとおり、多目的トイレ等の欄は、多目的トイレに加えまして、通常よりもスペースが広いトイレ、車いすが利用できるトイレを含んだものとしております。

また、学校施設を災害時大規模指定収容避難所として使用することを考慮し、多目的トイレ等を可能な範囲で増設するよう検討して参りました。

その結果、設計の最終調整において、改めてトイレ全体のレイアウトの見直しを行い、多目的トイレ等の増設を可能な限り行ったものでございます。

次に、多目的トイレ等の推移でございます。

下段の表、工事概要で御説明しました便器の更新を含め、トイレレイアウトの見直しを行った結果、多目的トイレ等、これは車いす使用可能のトイレを含みます。こちらについては、上の表の計40台から下の表計89台に増設することとなりました。

このように、防災の観点も含め小中学校のトイレ環境の改善に努めたところ、下の表の合計欄記載のとおり、小中学校全体として洋式トイレの台数は612台となり、トイレ合計693台に対しまして、洋式化割合は88%となるものでございます。

以上で、臨時代理事務報告第18号「臨時代理の報告について」の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

これは、他の地方自治体でも入札の時には同じような条件でされるようになりますか。どうしても地域性という事になると、多賀城市に本社、支店があるところをできるだけ優遇というのはわかるのですが、公平性というところで企業力を考えるときに、項目の評価基準についても見直しなど行っているのか教えていただけますでしょうか。

教育長

次長。

次長

総合評価方式の評価の仕方につきましては、他の自治体でも同じような総合評価という手法は取っております。具体的な価格や価格以外の評価基準については、例えば地元業者を優先するというようなところで、各自治体により若干違うところがあるというのが実情でございます。

委員がおっしゃるように、市外業者を排除するような仕組みになるのではない

かという御意見もございます。ただ、こちらの評価項目につきましては、議会の皆様方の御意見もいただきながら、鋭意見直しを図るところも含めて公にしているところでございます。適時、必要に応じて見直しをしているところでございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

予定価格とは、こちらから、大体このくらいを目安として、提示するものなのでしょうか。

教育長

次長。

次長

予定価格については、その通りでございます。あらかじめ公表する形になります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

他のところではさほどではないのですが、3件目の契約については、どうしても実績を上げたかったというのがあるのかわかりませんが、他の業者さんと比べてかなり出血サービスの価格で入札に臨まれたのかなと思います。市外の業者さんを排除するだけではなく、入れるのも大事なかなと思ったので、この質問をさせていただきました。

教育長

そのほかございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第18号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般 報告第19号 会計歳入歳出決算に対する意見）

教育長

次に、臨時代理事務報告第19号「臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料35ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第19号「平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について」御説明を申し上げます。

これは、37ページでございますように、令和2年8月27日付けで、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見を求められましたことから、令和2年8月27日に臨時代理により回答したので、報告するものです。

8ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございます。平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算について、異議ない旨回答しております。

順に内容について、御説明をいたします。

臨時代理事務報告第19号関係資料として、別冊の臨時代理事務報告第19号関係資料1から3まで資料として用意してございます。

はじめに、臨時代理事務報告第19号関係資料1、平成31年度教育委員会所管一般会計決算書を御覧願いたいと思います。

資料1の2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。

2ページと3ページは、普通会計の決算状況が、記載されておりますが、ここでは決算額総額と、教育費の総額だけ、御説明をさせていただきます。

なお、この普通会計といいますのは、一般会計と同様のものがございます。

左上の網掛けの部分になりますが、この普通会計の歳入と歳出の決算額が記載されております。

1の歳入が307億6,722万8000円、歳出が287億4,129万1,000円です。

平成30年度に比較しますと、歳入で6.5%、歳出で3.8%の減少になっております。

3ページの右下に、目的別の決算額が記載されております。

下段の表右側の、網掛け部分の10款教育費の欄を御覧ください。

平成31年度決算額は、33億433万8,000円でございます。前年度と比較しますと、22.2%の増加になっております。

歳出決算に係る事業概要は、後ほど歳出で御説明申し上げます。その他の、各種財政指標等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

こちらの表は、教育委員会事務局の所管区分ごとに、歳入の決算状況について取りまとめたものでございます。ここには、予算現額、収入済額が記載されておりますが、経常的な経費もございまして、特徴的なものを、各課長から、御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

はじめに6ページの教育総務課関係を御説明いたします。

教育総務課は、建設事業等のほかは、ほとんど経常的事业ですので、建設事業のうちから御説明いたします。

上から7行目に国庫補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（小学校）で、予算現額、4,008万4,000円及び12行目の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（中学校）で、予算現額、2,150万5,000円に対し、それぞれ収入済額が0円となっております。

これは、国の補正予算の関係で、令和2年第1回市議会定例会において、補正予算の議決をいただいております。令和2年度に繰り越しをしたことによるものでございます。

その他は、経常的な歳入ですので、説明は省略させていただきます。

学校教育監

続いて学校教育課の歳入の中から、2点御説明いたします。上から11段目、下から5段目で県補助金で、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金1,130万3,000円になります。この事業は、いじめ、不登校に対する支援体制の充実を図ったもので、事業の活動拠点、たがじょう子どもの心のケアハウスの運営やスーパーバイザー、学び支援員、心のケア支援員、適応支援員の報酬等に充てたものでございます。

次に12段目、下から4段目、県委託金で、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金361万1,080円になります。本市はスクールソーシャルワーカーを2名配置しまして、生徒やその保護者と学校や福祉機関、医療機関と

の連携を進めることで、児童生徒、保護者の悩みや不安の軽減や解消を図るもので、スクールソーシャルワーカーの報酬や交通費に充てたものでございます。学校教育課関係は以上でございます。

生涯学習課長

続いて、生涯学習課関係の歳入について説明いたします。具体には、特徴的なものとして毎年度御説明させていただいている事業等について説明いたします。

1点目は、生涯学習課の項目の2行目、県補助金の地域学校協働活動推進事業費補助金で、予算現額995万9,000円に対して収入済額728万2,000円です。この県補助金は、前年度に引き続き、東日本大震災による被災地支援のための措置として、家庭・地域・学校が連携・協働して地域全体で子どもを育てる仕組づくりに関する事業に支払われるものです。本市では、この県補助金を活用して、学校支援地域本部事業に52万7,310円、放課後子ども教室推進事業に668万3,847円、家庭教育事業に7万1,000円を充てております。

予算現額に対する収入率は73.1%で、これは、先に申し上げた事業の実績に応じて支払われるものです。放課後子ども教室推進事業において、学校行事やインフルエンザの流行等事業が開催できなかったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年3月に事業全体を休止としたことが、実績及び収入率の低かった主な要因であります。

なお、平成29年度から平成31年度までの3年間の事業費実績をみますと、最も収入額が低い結果となりました。

次に、生涯学習課の項目の下から2行目になりますが、「雑入」の「読書通帳売払」で、収入済額10万9,200円です。

読書通帳は、市内の中学生以下の子どもたちには無償で配付し、それ以外については実費相当額をいただくこととして1冊300円で配付しているところです。収入済額10万9,200円は読書通帳364冊分で、その内訳としましては、市内の大人49冊、市外の子どもの、すなわち中学生以下145冊、市外の大人170冊となります。

また、市内の子どもたちに無償配付した冊数は、905冊でした。

なお、平成30年度実績と比較しますと、有料での配付冊数は79冊減少となりました。

台風第19号によりキッズライブラリーが被災したことや、新型コロナウイルスの影響で1か月施設を休館したことが主な要因とみておりますが、読書通

帳の発行は、「こども読書活動の推進」を図るための一つ的手段として実施しているものでございますので、当該サービスの広報を強化するなど、工夫を凝らしながら、さらなる利用促進を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

文化財課長

次に文化財課関係で、上から2段目、国庫補助金で史跡等購入費補助金が予算現額1億6,000万円に対して収入済額1億6,000万円となっております。これにつきましては、特別史跡にある私有地の公有化のための補助金でございます。事業額2億円の5分の4の補助率という事で1億6,000万円となっているものでございます。こちらにつきましては、S地区という重点地域を中心に、毎年計画的に公有化を進めておりまして、平成31年度末現在の特別史跡の公有化率は59.6%となっております。令和2年度末の目標値である公有化率60%については、今年度末にクリアする見込みでございます。

次に国庫補助金で国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等総合活用整備事業費補助金）でございますが、予算現額2億8,032万5,000円に対しまして収入済額9,588万5,000円となっております。特別史跡多賀城跡の復元整備事業という事で、ただいま南門の復元工事を行っております。そちらの事業に対する補助金でございます。この差額につきましては、昨年10月12日、13日の台風19号によりこの事業については今年度へ繰越をして実施をしているということで、この差額部分については今年度を実施する事業費分ということになっております。現在は10月8日の立柱式に向けまして、木材の加工を進めており、8日の立柱式で初重の柱を立てるところまで進んでおります。今年度につきましては、2期工事で二重部の柱を立てるところまでの工事を発注しております。

埋蔵文化財調査センターの4段目についても同様でございます。国庫補助金で国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（埋文センター改修事業）が予算現額6,778万3,000円のところ収入済額が2,479万9,960円となっております。こちらの方は、埋蔵文化財調査センターの改修として平成31年度は1階収蔵庫、2階の展示室の改修やエレベーターの改修、その他床や天井など内装関係の工事に充てたものでありまして、差額部分につきましては令和2年度に繰越をしているものでございます。

説明は以上でございます。

次長

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。10ページを御覧願います。10ページ以降につきましては、歳出の決算書になりますが、歳出の内容につきましては、資料2及び資料3により事業の内容等の説明に代えさせていただきます、ここでの説明は省略させていただきます。以上で臨時代理事務報告第19号関係資料1、平成31年度、教育委員会所管一般会計決算書の説明を終わります。

教育部長

それでは、臨時代理事務報告第19号関係資料の2をお願いいたします。

今年度も同じく、市議会と同様の説明をさせていただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして、これから御説明いたします「多賀城市まちづくり報告書」についてでございますが、3にありますように、政策1から政策7により構成されております。これは総合計画の構成となっており、教育文化関係は「政策3歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」の分野となっておりますので、こちらの内容を御説明申し上げます。

次の3ページをお開きください。

こちらの資料は、現在本市で定めております「第五次多賀城市総合計画」において目指すまちの姿の実現に向けて、まちづくりがどの程度進んでいるのか、事業の成果は上がっているのかといったことを示すため、平成31年度の決算を踏まえて、まちづくりの成果報告書として作成したものでございます。

施策、基本事業における成果指標の推移を踏まえた成果状況等の結果を、「施別評価」として示すことによりまして、総合計画の進捗状況等を明らかにしています。

また、複数年での指標の推移を確認することにより、指標のうごきが外的要因による突発的なものなのか、社会情勢の変化等による必然的なものなのかを見る目安となり、限られた行財政資源の「選択と集中」及び行政活動の「改革と改善」への活用が期待されるものでございます。

一般的には、事務事業の成果が向上することで、基本事業の成果が向上し、基本事業の成果が向上することで、施策の成果が向上する仕組みになっております。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

これは、本編の掲載内容について、記載例により説明しているものでございます。

表題としまして「3 施策・基本事業の動向」とありますが、4ページの一

番右上の囲みにありますように、「施策の成果状況」は、左側のページとなるよう調整しています。その下、表の作りで「施策のプロフィール」に「施策の対象」、「施策の意図」というくくりがございますが、「施策の対象」は、施策や基本事業が働きかける対象、人やモノを示しております。「施策の意図」は、施策や基本事業を展開することで「対象」をどのような状態にしたいのか、その目標とする姿を示しております。

下にまいりまして、「指標の区分」といたしまして、目指す姿の実現具合を計るものさしとして設定している成果指標は、その特性により3つに区分しております。「成果」は目指す姿の達成度を示すもの、「社会」は事業状況を指標化したものの、行政の関与よりも社会経済情勢等の影響が大きいもの、「代替」は成果の指標化が難しい場合に、代替指標として行政の活動量等を設定したものでございます。

その下、「取得方法」ですが、これはその指標の取得方法でございまして、「市民アンケート」と記載してある場合は、毎年定期的に市民3,000人を対象に行うアンケートにより取得する方法でございます。その他に、後ほど文中にも出てまいりますが、「職員アンケート」は毎年定期的に職員を対象に行うアンケートにより取得する方法でございます。「業務取得」としまして、通常の業務内で取得する方法でございます。「課独自調査」としまして、この成果指標を取得するために各課等が行うアンケート等により取得する方法ということで、指標を取るための方法がここに記載してございます。

その下の「指標特性」には「上がると良い」と記載しておりますが、この場合は数字が上がると良い指標、逆に「下がると良い」は数字が下がると良い指標、「その他」は数値の増減でよし悪しを判断できない指標という内容となっております。

中段以降の表、真ん中から右に、「単位」、「基準値」、「実績値」と並んでございますが、この「基準値」は平成26年度を基準としております。それに伴って「実績値(H30)」、「実績値(H31)」があり、その右に右肩上がりの矢印で「目標値」とございますが、3つのパターンで表しております。

「数値」であれば、業務データから現状値を把握するもの、「矢印」の場合は、目標値を数値で表しにくいものと現状維持のもので、アンケートで把握する場合は、統計誤差の関係があるため、方向性を矢印で表し、数値で目標値を設定しておりません。

その隣に「指標のうごき」とあり、「晴れ」とマークで記載しておりますが、ここには後期基準値又はデータの取得初年度と比較した際の、平成31年度の成果指標のうごきを次の区分で示してございます。なお、アンケートで数値を

取得しているものにつきましては、一定の統計誤差を考慮しています。「晴れ」で「(横ばい)」の場合については数値、成果が後期基準値又は取得初年度より向上しているもの、例えば、同じ「晴れ」でも「(横ばい)」の場合は、数値、成果が後期基準値又は取得初年度と比べて横ばいあるいは微向上又は横ばいであるものです。

「曇り(横ばい)」の場合は、数値、成果が後期基準値又は取得初年度と比べて横ばいあるいは微低下であるものです。それから「雨」マークですが、数値、成果が後期基準値又は取得初年度と比べて低下しているものです。

その下に「冠」マークがございますが、これは「目標達成度」といたしまして、成果指標の令和2年度の後期目標値への達成度合いを示しています。

この令和2年度と言いますのは、第五次総合計画後期基本計画の最終年度にあたります。

記載例のように「冠」マークについては、目標値を既に達成しているということになります。

それから、四角のマスで3つある場合は、目標年度までに目標値を達成する可能性が高いもの、四角のマスが2つ塗りつぶされている場合は、目標年度で目標値を達成する可能性が高いもの、一つのマスだけの場合は、目標年度で目標値を達成することが難しいものがございます。

下の方に「評価」という欄がございます。こちらには「状況」と「原因」を記載しており、「状況」は、指標値の増減、指標のうごき、目標達成度に関する評価を記載しておりまして、「原因」は、状況に対する原因分析の内容を記載しています。

のちほど具体的な施策等でも御説明いたしますが、こちらでは成果の指標をもってそれについての達成度合い、進んでいるのかいないのか、それについての原因を記載して評価をする、という表の構成になっております。

次に、7ページをお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、7つ政策分類のうち、政策3が教育委員会の所管分野になります。総合計画におきましては「歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」として、具体的な施策を展開しております。

次に、8ページをお願いいたします。

これからの説明につきましては、左側には政策・施策として大きな進むべき方向性を示しており、右側のページには、その政策・施策を達成するための具体的な事業及び指標を個別に掲載しておりますので、左側のページの説明の後に、右側の主だった基本事業を抜粋して御説明申し上げます。

はじめに、施策3-1「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」について

て説明します。

この施策は、幼児、18歳以下の青少年とその保護者、地域住民、学校を対象に、「学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが生き生きと安全に暮らしている」状況を意図としています。

施策の成果指標は一つで、市民アンケート結果による、学校・家庭・地域が連携していることで子どもたちが、「健全に育成されていると感じている」、「ある程度感じている」と回答した市民の割合としています。

後期基準値の43.7%に対して、平成31年度は51.5%で、7.8ポイントの増ですので、指標のうごきは「晴れの（向上）」、目標達成度を「高」としています。

これは、学校支援地域本部事業や、放課後子ども教室など、学校・家庭・地域が連携した協働教育事業の取組が浸透してきていることが要因であると考えています。

次のページを御覧ください。

次に、基本事業の成果指標ですが、9ページの下から2つ目、基本事業1の指標③「学校・地域が連携する活動の延べ協力者数」を御覧ください。

ここでいう協力者とは、学校支援本部事業における授業支援や登下校の見守り活動、放課後子ども教室の運営に係るスタッフなど、地域ボランティアの方々に、

後期基準値の4,525人に対して、平成31年度は8,267人となり、3,742人の増となっており、目標値の7,800人を大きく上回っているため、指標の動きは「晴れの（向上）」で、目標達成としました。

熱中症対策や新型コロナウイルス感染症対策で、学校支援本部事業や放課後子ども教室を中止したこともあり、前年度より1,119人減少していますが、目標値を超えていることについては、全体的に、協働教育事業が定着してきたことが要因と考えています。

次に、一つ下の基本事業2の指標①「放課後の安全な子どもの居場所・遊び場があると思う保護者割合」を御覧ください。これは市民アンケートの対象となった方の中から、小学生までの子供を持つ保護者を対象に、「子どもたちが放課後に安心して遊べる場所がある」、「どちらかといえばあると思う」と回答した市民の割合です。

後期基準値の39.4%に対して、平成31年度は48.5%で、9.1ポイントの増ですので、指標のうごきは「晴れの（向上）」、目標達成度を「高」としています。

地域ボランティアの協力により、放課後子ども教室は継続的な取組ができて

おり、子ども達の安全な居場所として広く認知されていることが要因と考えています。

次に12ページをお開きください。

施策3-2「学校教育の充実」について説明します。

この施策は、児童、生徒、小中学生を持つ保護者、市内の公立学校に勤務する教職員、地域住民を対象に、「児童・生徒が充実した学校生活を送っている」状況を意図としています。

施策の成果指標を二つ設定しており、指標①が、「学校生活が楽しいと思う児童の割合」で、小学校2・4・6年生を対象としたアンケートの回答としています。

後期基準値が88.7%に対して、目標値を割合の上昇とし、平成31年度は、92.3%となっており、指標のうごきは、「晴れの（向上）」、目標達成度を「達成」としています。

これは、評価欄にありますように、仲が良い友達がいる割合が対象学年全体で、ほぼ98%であり、仲の良い友達の存在が、学校が楽しいと思う大きな要因の一つと考えられます。

指標②は、「学校生活が楽しいと思う生徒の割合」で、中学校2年生を対象としたアンケート調査の回答を指標としています。

後期基準値が72.7%に対して、目標値を割合の上昇とし、平成31年度は、81%となっており、指標のうごきは、「晴れ（向上）」、目標達成度を「達成」としています。

これは、小学校と同様に、仲が良い友達がいる割合が98.4%と高く、仲の良い友達の存在が、学校が楽しいと思う大きな要因の一つと考えられます。

次のページを御覧ください。

基本事業の成果指標ですが、13ページ、下から2番目と一番下、基本事業2の①「小学校において授業がわかると答える児童割合」及び②「中学校において授業がわかると答える生徒割合」を御覧ください。

ここでは、それぞれ目標値を後期目標値割合の上昇としており、児童生徒へのアンケート調査の結果を指標としています。

指標①は、後期基準値86.6%に対して、平成31年度は、90.3%であり、指標のうごきは、「晴れの（横ばい）」、目標達成度は「達成」としています。

その下、指標②は、後期基準値66.8%に対して、平成31年度は、80.7%であり、指標のうごきは、「晴れの（向上）」、目標達成度は「達成」としています。

ともに、各学校における授業内容の充実と共に、規則正しい生活や落ち着いた学校生活を送れる環境づくりの持続的な取組などが要因の一つと考えられます。

次のページをお開きください。

14ページが一番下と15ページが一番上、基本事業4の①及び②「教育相談体制の充実」を御説明いたします。

まず、14ページ、指標①は、「不登校出現率」で、後期基準値1.81%に対して、平成31年度は、2.4%であり、指標のうごきは、「曇りの（横ばい）」、目標値を1.3%としており、目標達成度は「低」としています。

学校、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーとの連携による取組により、一定の効果が認められるものの、不登校の要因が学校のみならず、家庭環境などが複雑に絡み合っていることが要因の一つと考えられます。

次のページの指標②は、「再登校率」で、後期基準値35%に対して平成31年度は、19.8%であり、指標のうごきは、「雨（低下）」、目標値を40%としており、目標達成度を「低」としています。

指標①と同様ですが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携による取組などを積極的に行っていますが、不登校の要因が学校のみならず、家庭環境などが複雑に絡み合っていることが要因の一つと考えられます。

なお、これらの結果を受けて、令和2年度からは、スクールソーシャルワーカーを2人体制から3人体制に変更し、更に、対象者への家庭訪問も積極的に実施することにより、状況の改善に努めています。

次に、15ページの下から2つ目、基本事業5の指標②は、「学校施設の改修棟数（累計）」で、後期基準値7棟に対して、平成31年度は、累計で8棟となっており、指標のうごきは、「晴れ（向上）」、目標値を7棟としており、目標達成度は「達成」としています。

経年等に伴い必要となる改修に対し、計画的にその実施を図っていることが要因と考えています。

次に、18ページをお開きください。

施策3-3「生涯学習の推進」について説明します。

この施策は、市民を対象に、「市民が知性と豊かな心を育むために、生涯学習活動を行っている」及び「市民が生涯学習の成果を地域や社会に生かしている」状況を意図しています。

2つの成果指標を設定しており、市民アンケートによる、指標①が、「生涯学習を行っている市民割合」、指標②は「生涯学習の成果を地域や社会に生かして

いる市民割合」です。

ともに、平成27年度から、アンケート設問項目を変更したため、それ以前である後期基準値は、数値を表示していません。

指標①は、平成27年度の64.5%に対して、平成31年度は65.2%で、0.7ポイントの増となっておりますので、指標のうごきは、「晴れの（横ばい）」、目標達成度を「高」としています。

特に「健康・スポーツ」や「音楽・美術」などの活動を行っている市民の割合が、それぞれ30%を超えており、このことが、指標値の高水準維持につながっていると考えています。

指標②は、平成27年度の30.2%に対して、平成31年度は30.9%で、0.7ポイントの増加となっておりますので、指標のうごきは、「晴れの（横ばい）」、目標達成度を「高」としています。

年齢を問わず、生涯学習で身に付けた知識や技術を社会のために生かす機会が少ないことなどが要因と考えています。

次のページを御覧ください。

基本事業の成果指標について、19ページの1番上、基本事業1の指標①「講座・教室メニュー数」で、後期基準値77件に対して、平成31年度は307件で、230件の増となっており、また、目標値の90件を大きく超えていますので、指標のうごきは「晴れの（向上）」、目標は「達成」としています。これは市立図書館で、多くの講座等を開催していることが大きく増加した要因です。

次に、22ページをお開きください。

施策3-4「市民スポーツ社会の推進」について説明します。

この施策は、市民を対象に、「多賀城市型の市民スポーツ社会が進展し、多くの市民がスポーツに親しんでいる」状況を意図としています。

施策の成果指標として、市民アンケートによる、「週1回以上スポーツ・運動をしている市民割合で、「週1回60分以上、または週2回30分以上のスポーツ・運動をしている」と回答した割合としております。

後期基準値の36.5パーセントに対して、平成31年度は38.9%で、2.4ポイントの増となっておりますので、指標のうごきは「晴れの（横ばい）」、目標達成度は「高」としています。

平成30年度よりわずかに数値が減少しているものの、後期基準値より数値が増加していることは、スポーツ施設の適正な管理・運営及びスポーツ大会や教室の開催により、安定した環境と機会が提供できていることが要因と考えています。

次のページを御覧ください。

基本事業の成果指標ですが、23ページ一番上、基本事業1の指標①「スポーツ等の教室・大会数」です。

後期基準値の87回に対して、平成31年度は169回で、82回の増となっており、また、目標値の95回を大きく超えておりますので、指標のうごきは「晴れの（向上）」、目標は「達成」としています。

これは、多賀城市民スポーツクラブが、年間を通じて様々な教室や大会を開催しており、特に、地域の要望に応じて指導者を派遣する事業が増加していることが要因と考えています。

次に、26ページをお開きください。

施策3-5「文化財の保護と活用」について説明します。

この施策は、市内所在の文化財及び市民を対象に、「文化財が次の世代へ継承され、市民が市の歴史と文化に誇りを持っている」状況を意図としています。

施策の成果指標は、市民アンケートによる、「市の歴史と文化に誇りを感じる市民割合」としています。

後期基準値が46.8%に対し、平成31年度は51.8%で、5ポイントの増となっています。指標のうごきは、「晴れの（横ばい）」で、後期目標値は上昇としていますので、目標達成度を「達成」としています。

これは、平成28年度に多賀城跡などが日本遺産に認定されたこと、平成30年度に東大寺展及び関連イベントを開催したことに加え、南門復元事業に本格的に着手し、広報誌等で事業を周知したことにより、多賀城の認知度が向上したことが要因と考えています。

「市の歴史と文化に誇りを感じる市民の割合」を向上させるには、引き続き、啓発、情報発信に関する施策、事業の取組が肝要と考えています。

次のページを御覧ください。

基本事業の成果指標ですが、27ページ一番下、基本事業2の指標②「市内所在の文化財訪問者数」を御覧ください。

後期基準値13万2,031人に対して、平成31年度は13万5,009人であり、

2,987人の増となっております。目標値の14万人に達しなかったことから、指標のうごきは、「晴れの（横ばい）」、目標達成度は「低」としています。

これは、多賀城跡あやめまつりの入込数が、長雨による天候不順により減少したことが要因と考えています。

次のページをお開きください。

28ページ一番上、基本事業3の指標①「市内所在の文化財の平均認知項目数」は、市民アンケートの結果を指標としています。

後期基準値6に対して、平成31年度は、7.34であり、目標値を項目数の上昇としていることから、指標のうごきは、「晴れの（横ばい）」、目標達成度は、「高」としています。

これも、多賀城跡などの日本遺産認定、東大寺展開催が要因と考えますが、一方で、多賀城跡、多賀城廃寺跡などの知名度の高さに比べ、認知項目として低い文化財の認知度アップに向けた取組がより必要と考えています。

政策3に係る施策、基本事業の説明は以上となります。

続きまして、政策3に係る事務事業について、担当課長から3件説明いたしますので、臨時代理事務報告第19号関係資料の3を御用意願います。

次長

続きまして、臨時代理事務報告第19号関係資料3、平成31年度、教育委員会所管主要な施策の成果に関する報告書、事務事業評価表の説明を行います。1ページを御覧願います。

1番の上の枠の中ですが、教育委員会所管の主要事業を33事業としております。その中から表の網掛けの事業3つの事業を説明致します。

最初に、23ページをお開き願います。23ページでございます

「小学校環境整備事業」について、御説明いたします。

対象、意図の欄を御覧願います。

本事業は、様々な学習環境の変化に対応するため、児童などが、適切に整備された学習環境で学ぶことができていることを意図としております。

右側の手段でございますが、平成31年度の取り組みといたしまして、城南小学校プール付属棟改修工事を始め、①から④に記載した全ての工事等を、事故なく完了することができました。

⑤の小学校トイレ改修工事設計業務委託及び⑥の小学校エアコン整備工事につきましては、令和2年度に繰り越しいたしましたが、両事業とも既に完了しております。

また、普通教室のエアコンにつきましては、7月1日から稼働しており、快適な学習環境を実現させています。

このことから、下段の本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況でございますように、予定どおりの完了したことにより、「概ね順調」としております。今後の成果向上余地につきましては、同じく、工事が完了しておりますことから、向上余地は、「小」といたしております。

続きまして、25ページをお開きお願いします。

「中学校環境整備事業」について、御説明いたします。

対象、意図の欄を御覧願います。

本事業は、今、御説明いたしました「小学校環境整備事業」と同様に、様々な学習環境の変化に対応するため、生徒などが、適切に整備された学習環境で学ぶことができていることを意図としております。

右側的手段でございますが、平成31年度の取り組みといたしまして、①中学校エアコン整備工事設計業務委託と②東豊中学校エレベータ大規模改造を、事故なく完了することができました。

③の中学校トイレ改修工事設計業務委託、④の中学校エアコン整備工事及び⑤東豊中学校屋内運動場大規模改修工事につきましては、令和2年度に繰り越したしましたが、3事業とも既に完了しており、東豊中学校屋内運動場においては、臨時休校明けの6月1日から使用しており、普通教室のエアコン及びトイレ改修につきましても、「小学校環境整備事業」で説明したとおりでございます。

このことから、下段の本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございますように、予定どおりの完了したことにより、「概ね順調」としております。

今後の成果向上余地につきましては、同じく、工事が完了しておりますことから、向上余地は、「小」といたしております。以上でございます。

文化財課長

38ページ、「特別史跡多賀城跡復元整備事業」について御説明いたします。

対象、意図の欄を御覧ください。

平成30年12月に策定した「多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針」に基づきまして、多賀城南門等復元工事を令和6年度、2024年度の供用開始へ向けて進めており、文化庁等関係機関と協議しながら事業の推進を図ることで、特別史跡を積極的に活用するための環境を整備していくことを目指しています。

その意図を達成するため、平成31年度では、南門復元等工事の着手に向けて、建築基準法の手続きを行ったほか、南門復元工事の詳細な実施設計を行い、10月に工事の請負契約を締結しています。

復元整備検討委員会会議については、令和2年2月に開催し、多賀城南門等復元及び周辺整備事業の年度別事業計画等を報告しています。

なお、昨年10月に発生いたしました令和元年台風第19号の影響により、

平成30年度及び平成31年度の文化庁補助事業のうち、手段の欄に記載の※印の事業、平成31年度繰越事業では、ガイダンス施設や築地塀復元の実施設計業務等、平成30年度繰越事業では、現在施工中の南門復元工事を今年度、令和2年度へ繰り越ししています。

これまでの取り組み評価といたしましては、下段の事業状況にありますように、復元に係る文化庁補助金が採択され、南門復元工事に着手しておりますことから、「おおむね順調である」と評価しています。

その下の成果向上につきましては、今後、計画どおり文化庁補助金が採択されることで、目標年次までの工事完成が可能となり、供用開始ができることから、向上の余地は「大きい」と考えています。

事務事業の説明は以上であります。

次長

以上で、臨時代理事務報告第19号「臨時代理の報告について」の説明を終わります。

教育長

最初に歳入の説明があつて、資料2でまちづくり報告書の説明があつて、資料3で事務事業の説明がありましたので、一つ一つ順番にやっていきたいと思ひます。戻つても構いませんので、はじめに資料1の歳入の説明について質疑はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

では、資料2の多賀城市まちづくり報告書について、質疑はございますか。根來委員。

根來委員

12ページの学校生活が楽しいと思う児童割合のところ質問させていただきます。原因のところ、学校に行きたいと思う児童が4年生で下がり6年生で上がるという文章があるのですが、この傾向というのは平成31年度の傾向なのか、それとも昨年度も同様なのか、それとも5年間の傾向なのかを教えてください。

教育長

学校教育監。

学校教育監

御質問にお答えいたします。5年間の傾向までは追えなかったところですが、昨年度でございますけれども、昨年度も4年生で下降する傾向が見られております。

教育長

根来委員。

根来委員

毎年4年生が下がる傾向にあるというのは、何か原因というか、思い当たるというか、現場としては影響していると思われるものは何かあるのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

私共の子供の時代にも、ギャングエイジという表現がよく使われておりましたが、9歳、10歳くらいになると、集団から飛び出してみたり、いけないことと分かっているもやってみたりということが出てくるのが、今の時代でも実際に学校の中で多く見られます。1年生の時は、何とか先生がうまく整えて生活させていたところが、4年生くらいになると活発になって授業中に飛び出してみたり、立ち歩いてみたりが多くなり、学級経営をするときに中学年できちんと整えてあげるといところが非常に重要になっております。中学年で整えてあげると高学年で安定するという状況も見られますので、やはり子供たちの中にも生活の中で自分でクエスチョンマークを付けてしまったりするのが1点です。

それと、3、4年生くらいになると学習も非常に難しくなってくるというところですので、そこで丁寧にやっていかないと面白くないなあということで学校の楽しさが減ってしまうというのが、やはり3、4年生あたりなので、配慮しているところでございます。

教育長

浅野委員。

浅野委員

14ページ一番下の不登校出現率、15ページの再登校率のところでお伺いたいのですが、不登校出現率は若干ですが増加傾向にあります。そして、再登校率は若干ではなくガクンと下がっています。この不登校出現率が増加していることと、再登校率がなかなか上がらないという状況、原因は多分ほぼ同じではないかと感じます。教育委員会の方も、各学校の先生方も大変御苦労されているところだと思います。色々対策を講じておられるところだと思いますが、今年度はコロナもあり、いつもと違う状況ではありますが、今現在の学校の状況としてはどのようになっているのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

4月の登校が1日だけありまして、学校が実質始まったのが6月からでございまして、4か月が過ぎたところでございます。子供たちが過ごした期間というところ、もしかすると4月から始まっていると7月あたりの状況で一概に比較はできないのですが、今のところ8月までのデータで不登校は小学校4名、中学校は26名ということで昨年度のデータと比較しますと、若干伸び率は鈍いところでございます。不登校の定義が30日を超えたというところがございますので、この超えたところの子供たちについて、ケアハウス、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校の担任と共に家庭と相談しながら取り組んでいるところで、その数値はまだ反映されていないところでございます。

教育長

まちづくり報告書について、そのほか質疑ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは資料3の事務事業評価表について、質疑ございますでしょうか。根来委員。

根來委員

資料2の方に戻ってしまいますが、23ページのスポーツ機会の充実、スポーツ等の教室・大会数のところで、各地域の要望に応じて指導者を派遣する事業が平成30年度より増加していることが原因ですとありますが、どの程度増加しているのか数字で把握していれば教えていただきたいです。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

ただいまの御質問でございますが、指導者を地域に派遣する事業で平成30年度は1,855人、平成31年度は1,994人で行いました。

なお、平成29年度は1,114人で行いましたので、年々右肩上がりになっているところでございます。

教育長

根來委員。

根來委員

もし分かればなのですが、その派遣する要望の種目は偏りがあるのかどうか、こういった種目が比較的求められているのかということをお教えいただきたいです。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

先ほど申し上げました指導者を派遣する事業は、企業向けもあるのですが、企業向けは除いてありまして、地域のみへの派遣数となっております。地域というのは例えば、子ども会へはドッジビーの指導が多くなっておりまして、それから大人向けとしましては健康ストレッチの様なものも多く希望されている状況でございます。

教育長

根來委員。

根来委員

疑問に思っていたのが、それだけ派遣実績が増えているという中で、その下のスポーツイベント、教室に参加したことがある市民割合がなかなか比例して伸びていかないような気がしています。派遣先が、子ども会のようなくくりのものが多という事で、それが原因かなとも思いますが、せつかくこれだけ講師を派遣する事業に対する需要が上がってきているのであれば、市民のスポーツをする機会の充実というところのアンケートの取り方に工夫が必要なのかなという気がいたします。その辺のところも今後、検討の中に入れていただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

御指摘ありがとうございます。私も結果を分析している中で同様に感じていた部分でございます。上から2番目のスポーツイベント、教室に参加したことがある市民割合というのは市民アンケートによるものなのですが、ここで回答されているスポーツイベント、教室は行政が行っているものだけではなく、民間で行っているものを含めた回答でございます。一番下のスポーツ施設の利用者数を見ますと、行政が手がけるスポーツイベント、教室数は増えているのに利用者数は減っているという全く真逆の結果になっているところでございます。

一方で、ページの左側の週1回以上スポーツ・運動をしている市民割合は若干落ちてきているものの、ほぼ横ばいになっております。これはどういうことかと申し上げますと、多賀城市のアンケート結果だけを基に分析するのは難しいところなのですが、国でも世論調査を行っておりまして、それらと比較分析した結果をお話しさせていただきます。まず、基本的な傾向といたしますと、スポーツをされる方というのは性別で言いますと男性の方が多いという事になっております。うちのアンケートで見ましても男性が44.2%、女性が34.2%でございます。これは国の世論調査を見てもほぼ同じでございます。しかしながら、一方で公共施設を利用してスポーツをしている、民間のスポーツ施設を利用してスポーツをしている方は反対に女性の方が多くなっているという結果がでております。男性はどこで何をしているのかといたしますと、基本的に競技スポーツよりも個人スポーツに移ってきております。特に、男性はスポーツというよりも自分でできる有酸素運動やウォーキングをするというようにシフトしてきている傾向が強いとされています。そういった傾向が、多賀城市でも見られるのかなと感じております。現在、施設の管理を指定管理者の方に委ねているところではありますが、そ

ういったところを踏まえて、事業計画を検討、作成するよう話をさせていただいているところでございます。

教育長

そのほかございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第19号を承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般
報告第20号 会計補正予算（第6号）に対する意見）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第20号「臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

議案資料の39ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第20号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

41ページお願いします。

これは、41ページにございますように、令和2年8月27日付けで、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調整について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

40ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調整について、令和2年8月27日付けで異議ない旨回答しております。

ここから、別冊で臨時代理事務報告第20号関係資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、3ページをお願いいたします。

表の右から2列目の補正額の欄でございます。

補正額の欄一番下に、一般会計予算の歳入補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は、5億9,356万9,000円です。

補正後の総額は、その右隣の欄に記載の343億7,157万2,000円となるものでございます。

次に9ページの表の欄、太枠で囲んだ10款教育費がございますので、御覧ください。

教育費の補正予算額については、太枠内の一番上の行右から2列目に記載されておりますとおり、1億133万9,000円を、増額するものです。

補正後の予算額は、その隣、52億1,056万4,000円となるものでございます。

今回は、1項の教育総務費から5項保健体育総務費までの補正になります。内容につきまして、御説明いたします。

12ページ、13ページお願いします。

10款1項2目、事務局費で、22万2,000円の減額補正でございます。

説明欄、教育総務課、教育総務係庶務事務ですが、これは、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、山口県の予定でありました全国都市教育長協議会研修会及び青森県の予定でありました東北都市教育長協議会研修会の会議中止に伴う旅費を減額するものでございます。

学校教育監

次に10款2項1目小学校費の学校管理費で、124万5,000円の減額補正でございます。

説明欄1の学校医等事業18万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策のために、今年度の小学校6校の水泳学習を中止としたことにより、プールの水質検査に係る費用を減額するもので、12節役務費の、再検査を含めた8回分の検査手数料でございます。

次に、説明欄2 夏休み学校プール管理運営事業として、105万6,000円の減額補正です。

これも、新型コロナウイルス感染症対策のため、夏休みのプール開放が中止になったことから、市内小学校6校に配置する予定であったプール監視員12名分の任用に係る経費を減額するものです。

内訳として、1節報酬が、99万5,000円、4節共済費は、労災保険料として1,000円、9節旅費が通勤手当相当額としての費用弁償で6万円で

ございます。

次に10款3項1目中学校費の学校管理費で、55万8,000円の減額補正でございます。

これは、上の2項小学校費と同様に、新型コロナウイルス感染症対策によるもので、説明欄1 学校医等事業に係る11万8,000円の減額は、プールの水質検査に係る経費で、今年度の中学校4校の水泳学習を中止にしたため、12節役務費で、再検査を含めた6回分の検査手数料でございます。

次に、説明欄2で、夏休み学校プール管理運営事業、44万円の減額補正です。

これも夏休みのプール開放が、小学校同様中止となり、市内中学校4校に配置する予定であった、プール監視員5名分の任用に係る経費を減額するものです。

内訳として、1節報酬が、41万5,000円、9節旅費が通勤手当相当額としての費用弁償で2万5,000円でございます。

次に、10款3項2目中学校費の教育振興費で217万円の減額補正でございます。

これは説明欄1、多賀城市・太宰府市中学生交流事業に要する経費で、市内中学校4校の代表生徒8名が、太宰府を訪問して現地の中学生と交流を図る予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策により中止となったことから、減額するものです。

内訳として、9節旅費は、193万5,000円で、生徒8名分と、引率教員及び教育委員会事務局職員6名分、計14名分の旅費です。

次に、11節需用費18万9,000円で、消耗品費17万円及び食糧費1万9,000円は、太宰府市中学生等へのお土産代として、12節役務費7,000円は、参加者の保険料として、次のページ、14節使用料及び賃借料3万9,000円は、太宰府市の歴史文化施設の観覧料でございます。

最初に説明しました補正予算の学校医等事業に関連しまして、6月まで行う各学校の健康診断につきましては、3密を回避しながら時期をずらして行っております。

また、例年11月に行っている、就学児健康診断につきましても、塩竈医師会とのスケジュールの調整中であり、12月から2月あたりに実施の予定となっておりますことを申し添えます。

生涯学習課長

68、69ページをお願いします。

続いて、4項1目社会教育総務費で、43万8,000円の減額補正でございます。

説明欄1の同伴家持顕彰会補助事業の15万5,000円の減額及び説明欄2の多賀城市芸術文化協会補助事業の28万3,000円の減額についてですが、これは、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、各団体の活動休止に伴い、補助金を減額するものであります。

次に、2目社会教育振興費で、275万8,000円の減額補正でございます。

説明欄1の全国万葉故地サミット交流事業の19万8,000円の減額についてですが、これは、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、奈良県奈良市を開催地とする万葉故地サミットの事業中止に伴い、2名分の旅費を減額するものであります。

説明欄2の生涯学習100年構想実践委員会補助事業の85万円の減額及び説明欄3の「史都多賀城万葉まつり実行委員会運営補助事業」の171万円の減額についてですが、これらは、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、100年構想実践委員会では、上半期の活動を休止又は延期としたこと、また、万葉まつり実行委員会では、万葉まつりの開催を中止したことから、それぞれ補助金を減額するものであります。

続いて、3目公民館費で、79万5,000円の減額補正でございます。

説明欄1の市民音楽祭開催事業の79万5,000円の減額補正についてですが、これは、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、実行委員会と協議の上、市民音楽祭の開催を中止することとしたので、記載のとおり11節需用費から14節使用料及び賃借料までの事業費全額を減額するものであります。

文化財課長

続いて4目文化財保護費で271万1,000円の増額補正です。

説明欄1の特別史跡多賀城跡復元整備事業につきましては、現在、事業を進めております多賀城南門等復元及び特別史跡多賀城跡周辺整備の記録映像制作を業務委託する経費で319万2,000円の増額補正であります。

南門等復元整備事業につきましては、昨年度から工事に着手しておりますが、木材の伐採や原寸・材料検査、瓦製作の型取りなど、作業工程の記録については、受注者の協力を得ながら映像記録を残してきたところであります。

今後、本格的に部材加工や組立工事に入っていくことから、これを機に、文化財課をはじめ関係課が連携し、多賀城南門等の復元や中央公園を含む特別史

跡多賀城跡の周辺整備について、設計者や宮大工など整備事業に関わる人々の表情やインタビューも含めたドキュメンタリー映像を制作していくものであります。

この記録映像は、整備事業の経過を単に映像として記録に残すだけでなく、多くの方の思いや葛藤なども映像を通して伝えることで、視聴する人々に感動を与えられるような作品にしたいと考えております。

補正予算の内容ですが、9節旅費は、南門復元等工事に携わる人々の取材に同行する職員の旅費として19万9,000円、11節需用費は、資料を整理する事務用品代等として3万円、13節委託料は、令和2年度における記録映像の取材、撮影等、制作業務の委託料として296万3,000円を計上するものであります。

大変申し訳ございませんが、同じ資料の6ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正で、特別史跡多賀城跡復元整備記録映像制作業務委託の追加であります。ただ今御説明いたしました特別史跡多賀城跡復元整備の記録映像制作業務に係る委託料として、期間を令和3年度から令和6年度までの4年間、限度額を2,345万7,000円とする債務負担行為を新たに設定させていただくものであります。

恐れ入りますが、14、15ページにお戻りください。

次に、説明欄2全国史跡整備市町村協議会等参加事業で48万1,000円の減額補正であります。

これは、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、7月に東京都で予定されていた役員会、並びに、10月7日から福岡県太宰府市で開催予定であった全国大会が中止となったことにより、9節旅費で45万6,000円、19節負担金、補助及び交付金で、次のページ、16、17ページをお願いいたします。会議等出席者負担金の2万5,000円を減額するものであります。

続いて9目埋蔵文化財調査センター費は、21万6,000円の減額補正であります。

説明欄1全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会推進事業につきましても、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、6月に沖縄県で開催予定であった総会等が中止となったため、9節旅費で20万6,000円、19節負担金、補助及び交付金で、協議会負担金1万円を減額するものであります。

生涯学習課長

次に、5項1目保健体育総務費で、470万6,000円の減額補正でございます。

説明欄1の東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の470万6,000円の減額補正についてですが、これは、新型コロナウイルスの影響による減額補正で、開催時期が1年延期となったことを受け、オリンピック関連事業を含めた社会体育事業等の事務補助員1名の人件費を除く、聖火リレー関連事業費及びキューバ共和国とのホストタウン交流事業に係る経費として、記載の8節報償費から19節負担金、補助金交付金までの経費を減額するものであります。

以上で、臨時代理事務報告第20号「臨時代理の報告について」の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第20号を承認します。

(「ありません」の声あり)

教育長

以上で、本日の予定をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和2年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時52分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木 多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年10月29日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印